

## 大阪市 ICT 戦略プロジェクトチーム設置要綱

(目的)

第 1 条 最先端の ICT 装備都市をめざして、徹底した ICT の活用を総合的に推進するため、大阪市 ICT 戦略プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 プロジェクトチームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) ICT 活用推進に関する戦略の策定に関すること
- (2) ICT 活用推進に向けた全体課題の検討に関すること
- (3) ICT 活用推進に係る連絡調整に関すること
- (4) その他、前条に定める目的を達成するために必要と認める事項

(組織)

第 3 条 プロジェクトチームは、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は総務局長をもって充てる。
- 3 委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員の職務)

第 4 条 委員長は、プロジェクトチームの事務を総理する。

- 2 委員は、プロジェクトチームの事務の円滑かつ効果的な処理が図られるよう相互に連携しなければならない。

(運営)

第 5 条 プロジェクトチームの会議は、委員長が随時、委員を招集して行う。

- 2 前項の委員に事故があるときは、その指名する者がプロジェクトチーム会議に出席してその職務を行うことができる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者にプロジェクトチーム会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 プロジェクトチームの庶務は、総務局行政部総務課（ICT 推進グループ）において処理する。

(施行の細目)

第 7 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 6 日から施行する。

別表（第3条関係）

都島区長、東淀川区長、政策企画室長、危機管理監、経済戦略局長、市民局長、都市計  
画局長、教育長